

和指第657号
平成30年11月19日
(2018年)

各介護保険サービス事業所・施設開設者 様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

社会福祉士及び介護福祉士法（喀痰吸引等関係）等の遵守について（通知）

平素は、本市介護保険行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件に係る平成30年11月12日付け和歌山県からの通知につきましては、介護サービスの提供にあたり特に重要な内容が含まれるものとなっております。

つきましては、別紙通知文をご確認いただき、ご留意いただくとともに、適切なサービス提供に努めていただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所へ遺漏なきようご周知ください。

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320

長第 11120003 号
障第 11120002 号
平成 30 年 11 月 12 日

和歌山市介護保険担当課長
和歌山市障害福祉担当課長 } 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課長
(公 印 省 略)
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課長
(公 印 省 略)

社会福祉士及び介護福祉士法（喀痰吸引等関係）等の遵守について（依頼）

県福祉行政の推進については、平素から格段の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、喀痰吸引及び経管栄養（以下、喀痰吸引等）は医行為に該当し、医師法等により医師・看護師等のみ実施可能でありましたが、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、平成 24 年 4 月 1 日以降、一定の条件（研修を受講する等）の下に、介護職員等が喀痰吸引等の行為を実施することができるようになっています。

しかし、平成 30 年 9 月に新潟県内の有料老人ホームにおいて、必要な研修を受けていない介護職員が喀痰吸引等を行っていたという報道がありました。

つきましては、貴市所管の介護保険施設・事業所や障害者施設・事業所等に対し、改めて喀痰吸引等制度を周知していただき、法令等遵守の徹底にご協力ください。

なお、喀痰吸引等制度については、裏面及び県長寿社会課ホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/kakutan/index.html>) に掲載しています。

担当

○不特定の者に対して喀痰吸引等を行う場合(第 1 号研修・第 2 号研修)

長寿社会課振興班 TEL 073-441-2519

○特定の者に対して喀痰吸引等を行う場合(第 3 号研修)

障害福祉課在宅福祉班 TEL 073-441-2533

<介護職員等が喀痰吸引等を実施する場合は、県への手続きが必要です>

喀痰吸引及び経管栄養は医行為に該当し、医師法等により医師・看護師等のみ実施可能となっていました。が、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、平成24年4月1日以降、一定の条件（研修を受講する等）の下に、介護職員等が喀痰吸引等の行為を実施することができるようになっています。

しかし、平成30年9月に新潟県内の有料老人ホームにおいて、必要な研修を受けていない介護職員が喀痰吸引等を行っていたという報道がありました。

各施設・事業所等におかれては、改めて喀痰吸引等制度を確認していただき、適切に介護職員等による喀痰吸引等を行っていただきますようお願いいたします。

<喀痰吸引等が実施可能な介護職員等>

原則として、次の者が喀痰吸引等を実施することができます。

- ・養成課程において喀痰吸引等に関する知識や技能を習得している介護福祉士で、(公財)社会福祉振興・試験センターから喀痰吸引等業務について登録を受けた者
- ・都道府県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修を修了し、都道府県知事の認定を受けた者

<対象となる医行為>

- ・喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

<登録事業者（登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者）>

喀痰吸引等を業として実施するためには、事業所ごとに一定の登録要件（登録基準）を満たした上で、都道府県の登録を受けることが必要

仮に都道府県知事の認定を受けた介護職員等がいる場合でも、事業者の登録をしていなければ、業として喀痰吸引等を行うことはできません。

<主な罰則等>

- 事業所の登録を受けないで、喀痰吸引等業務を行った場合
社会福祉士及び介護福祉士法違反（三十万円以下の罰金）
- 従事者の登録を受けないで、喀痰吸引等業務を行った場合
医師法違反（3年以下の懲役等）
保健師助産師看護師法違反（2年以下の懲役等）

<喀痰吸引等制度に関する詳しい情報>

長寿社会課HP <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/kakutan/index.html>

<お問い合わせ先>

- 不特定の者に対して喀痰吸引等を行う場合（第1号研修・第2号研修）
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課振興班 TEL:073-441-2519
- 特定の者に対して喀痰吸引等を行う場合（第3号研修）
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課在宅福祉班 TEL:073-441-2533